

食品の提供について

食品を取り扱う団体様は、お客様の安全にも関わることでありますので、次の規定をよく確認してください。

もし、違反された場合は出展を停止させていただく場合がございます。

よりよい屋内外企画を共に築いていくために、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

食品の提供をする場合には、保健所の許可及び各施設の利用規定を厳守する必要があります。

提供食品について

- ・扱える食品は、既製品（お菓子等）に限ります。
- ・すべて単体としてのみ提供可能です。調理行為は禁止です。この際の調理行為には、切り分けや加熱、解凍、トッピング等も含まれます。

違反例：パンケーキにアイスやシロップをかける、冷凍食品の使用

- ・生クリームを使用している食品の提供はできません。
- ・箱菓子や袋菓子は提供可能です。
例：クッキー、チョコレート
- ・水は購入した水のみ使用できます。また水を沸かす場合は、原則ガスコンロの使用は出来ません。ご了承ください。
- ・輸入品は検疫所を通し、安全表記が日本語でされたものしか提供できません。

保健所への申請について

- ・扱う食品（飲料も含む）は全て保健所への申請が必要です。保健所への申請は実行委員会でまとめて行いますので、品目表に必要事項を記入の上、必ず実行委員会にご提出をお願いします。
- ・サンプルをご参照の上、詳細かつ正確なご記入をお願いいたします。
- ・担当の者が確認した後、ご連絡させていただくことがあります。その際に申請内容を確認できるよう、品目表は提出前に必ずコピーをとり、とったコピーを手元に残しておくようにしてください。

飲食可能教室について

- ・総合科学部の教室は原則飲食禁止となっております。食品の提供を希望される団体様は、飲食可能教室をご利用ください。飲食が可能な教室につきましては、別紙の使用可能教室一覧をご参照ください。
- ・教室内での飲食をされない場合（配布のみ等）は、すべての教室で可能です。ただし、品目表の提出は必要です。また、お客様が教室内で飲食をされないようご配慮をお願いいたします。

酒類の取り扱いについて

- ・販売、配布、配置等は一切禁止です。また、団体構成員の飲酒も禁止です。飲酒が発覚した場合、出展を中止していただきます。来年度以降のゆかたまつり、大学祭への出展もお断りさせていただきます場合がございます。

その他

- ・展示や企画ではなく食品提供を主とする場合、屋内外企画での出展をお断りさせていただく場合がございます。食品提供を主とする場合は、模擬店団体としての出店をお願いいたします。
- ・品目表提出後に食品の追加や変更は行えません。やむを得ない事情がある場合は公式 LINE にてご相談ください。
- ・食品を買った際のレシートはきちんと保管しておいてください。

何かご不明な点がございましたら、実行委員会に公式 LINE にてご相談ください。公式 LINE の追加は別紙「屋内外企画募集要項」にある、QR コードよりお願いします。

第 75 回広島大学大学祭実行委員会
課外活動共用施設（サークル棟）2 階第 4 会議室
TEL : 082-422-0340
屋内外企画担当代表 松尾 慶